

令和 8 年 7 月

遊佐町農業委員会第 4 回総会議事録

1. 開催日程 令和 8 年 7 月 24 日（金） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項 2 解約について

報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項 4 地目変更登記について

議 第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 第 14 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議 第 15 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借契約許可申請について

議 第 16 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議 第 17 号 農用地利用集積等促進計画案について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	池 田 生 子	2	高 橋 昭 二	3	土 門 悟	4	池 田 恒 紀
5	常 田 俊 哉	6	大 谷 吉 彦	7	鈴 木 宏 弥	8	佐 藤 啓 之
9	那 須 久 美	10	伊 藤 幸 治	11	高 橋 茂 央	12	前 川 一 城
13	高 橋 敬	14	高 橋 晃 弘	15	三 浦 祐 輝	16	齋 藤 勝 広

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

荒木茂事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、遊佐町農業委員会の7月定例会を開催させていただきます。</p> <p>初めに、本日の出欠状況の報告を高橋懲罰委員長よりお願い致します。</p> <p>(2番高橋昭二委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番 高橋昭二委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。</p> <p>16名全員出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
齋藤会長	(挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、齋藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では15番三浦祐輝委員と1番池田生子委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。</p> <p>合計7件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>続きまして、報告事項2. 解約について。</p> <p>こちらは農地転用のために解約するものです。関係する案件については議題16号で説明いたします。</p> <p>続きまして、報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について。</p> <p>当事者の合意により賃借料を変更するものですが、番号17から24は基盤整備のため今年度の賃借料を0にするものです。</p> <p>続きまして、報告事項4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について説明いたします。</p> <p>補足説明資料1ページから登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しておりますので併せてご覧ください。</p> <p>番号4の照会地は、国道から集落へ通じる町道沿いにあり、農業振興地域内、都市計画区域外の農地で、7月1日に事務局で現地確認を行いま</p>

事務局	<p>した。昭和 40 年頃に作業所が建築され現在に至っているようです。照会があった一部地番に関しては、平成 5 年 8 月に農地転用許可を受け所有権移転されていますが、地目は農地のまま名義変更がされていたようです。</p> <p>照会のあった 3 筆について、固定資産税上も 20 年以上前から宅地として課税されており、周辺の農地に影響はないと判断し、原状回復命令は行わないと 7 月 1 日付けで法務局酒田支局に回答しております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番三浦祐輝会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 三浦祐輝会長代理	<p>7 月 16 日に、第 2 会議室で委員 7 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 17 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 8 ページからご覧ください。</p> <p>番号 1、申請地は集落の東側に位置し、10ha 以上の集団農地の中にある、農振農用地区域内の農地で、既に隣地農地において今年 2 月と 3 月の総会で再申請により一時転用許可を受けている案件と同様です。申請者から、既存の鉄骨ハウス施設を撤去し、新たにパイプハウスを移設したうえで、営農を継続しながら太陽光発電設備を整備したいと申請がありました。</p> <p>申請面積は移設するパイプハウスの支柱 234 本分の断面積の合計となりますが、支柱等の設置については、下部農地での営農や農業機械の作業性を考慮し、必要最小限の設置とする計画となっています。下部農地の面積は 70m のハウス 1 棟分 378 m²で、こちらもソバを作るとのことでした。</p> <p>転用期間も既存部分と合わせて令和 13 年 2 月 23 日までの 4 年半の一時転用申請となります。</p> <p>補足説明資料 28 ページに、知見者からの意見として酒田農業技術普及課から所見が添付されていますが、遮光割合が約 24%であれば地域平均単収の 8 割は確保できる可能性があると示されています。</p> <p>そのほか、申請地の東側、西側は申請人の農地であるため周辺の農地への影響もなく、月光川土地改良区からの意見書で協議事項に関して申請者が誓約していること、認定農業者である法人が下部農地をしっかりと耕作するのであれば、3 年を超えての一時転用許可も可能と考えます。</p> <p>16 日に、高橋土地専門部会長、佐藤副部会長、鈴木委員の 3 名で現地調査</p>

事務局	を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。以上です。
議長	それでは、13 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
13 番 高橋敬委員	<p>はい、報告します。</p> <p>審査基準書 2 ページの写真をご覧ください。前回、写真左側のハウスについて申請があり、太陽光パネルが設置されている場所ということになります。</p> <p>今回、赤い線部分に簡易鉄骨が 2 棟建っていますが、そのうちの 1 棟について、今までと同じように太陽光パネル設置のための転用ということです。</p> <p>現在は簡易鉄骨のみで更地になっていますが、今後パイプハウスを建てて太陽光パネルを設置し、その下部農地でソバを栽培したいということでした。</p> <p>先ほどの説明のとおり、栽培管理もしっかりやっていくということでしたので特に問題無く、許可相当と見ております。以上です。</p>
議長	次に、8 番佐藤副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 佐藤啓之委員	<p>はい、報告します。</p> <p>先ほどの高橋部会長の報告のとおり、16 日に現地調査をしました。</p> <p>現状は写真のとおりで、本人が一人で重機を使って整備しているようでしたので大変そうであると見ていましたが、許可相当だと思いました。以上です。</p>
議長	次に、7 番鈴木委員より現地調査の報告をお願いします。
7 番 鈴木宏弥委員	<p>はい、報告します。</p> <p>鉄骨を一人で解体して更地にしたようで、別の場所からハウスを解体して持ってきて移設し、太陽光パネルを設置するという事で隣と同じ仕様であるということでした。</p> <p>一人で作業をやるということで、頑張ってくださいと声をかけてきました。許可相当であると思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 14 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。
事務局	<p>説明いたします。審査基準書は 5 ページ、補足説明資料は 32 ページからご覧ください。</p> <p>番号 1、申請者は譲渡人の孫になります。申請者夫婦が新たに住宅を建てる土地を探していたところ、実家の南東にある農地の一部を譲渡人から贈与により、申請地と実家敷地の一部を併用して住宅建設するため申請したものです。</p> <p>申請地は、集落の中央に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地</p>

事務局	<p>改良事業受益地外の農地で、宅地化の状況からみて市街地内にある第 3 種農地と判断されます。申請のあった部分は現在耕作されておらず、周辺への影響がないこと、また、実家が西側に隣接するため生活利便性も良く、金融融資の仮審査結果により事業の確実性があるため許可相当と考えます。</p> <p>16 日に、高橋土地専門部会長、佐藤副部会長、大谷委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	それでは、13 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
13 番 高橋敬委員	<p>はい、報告します。</p> <p>場所は集落の建設会社の道路を挟んだ向かいです。審査基準書 6 ページの上のほうにあるように、集落内の道路で、ここに面した部分が 2 メートルの幅で宅地になる部分に繋がるようです。建築基準法上、4 メートル以上の道路の場合、2 メートル以上宅地が接していなければならないという決まりのようで、接道のために変わった形になっています。これから住宅を建てる場所は、以前は倉庫が建っていましたが、今は解体され更地になっていました。一部は宅地ですが、不足部分は畑を転用するということでした。特に問題無いと見ており、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	次に、8 番佐藤副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 佐藤啓之委員	<p>はい、報告します。</p> <p>高橋部会長の報告のとおりで、補足も無いですが、名義は資金の借入れの関係で共有になっているということでした。</p> <p>その他、建築基準法の接道についても問題無いということで、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	次に、6 番大谷委員より現地調査の報告をお願いします。
6 番 大谷吉彦委員	<p>はい、報告します。</p> <p>16 日に高橋部会長と佐藤副部会長と現地を確認しました。</p> <p>転用については、先ほどの部会長と副部会長の説明のとおり、問題無いと思ひ、許可相当だと思います。</p> <p>また、集落に若い夫婦が住んでくれるということで、非常に嬉しく思っています。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 14 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 14 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 15 号 農地法第 5 条の規定による賃借権許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 9 ページ、補足説明資料は 45

事務局	<p>ページからご覧下さい。</p> <p>番号 2、申請理由は作業場兼駐車場として一時利用するためです。</p> <p>申請地は集落の北側に位置し、都市計画区域外、農用地区域内、土地改良事業受益地内の農地です。</p> <p>申請地の西側を縦断する鉄道に掛かる鉄橋の老朽化に伴い、線路下の排水路をボックスカルバートに更新する工事を行うため、作業場で型枠加工・組み立て作業を行い、また作業員や工事車両の駐車スペースとして利用するため一時転用許可を申請したものです。</p> <p>工期は原状回復も含めて来年 1 月中旬までの一時利用を予定しており、JR 東日本から受託して事業実施するものです。</p> <p>一時転用であり、日向川土地改良区からの意見書では、協議事項に関して申請者が誓約しており、また、農地権利関係者からも同意があること、資金残高証明により原状回復も確実に行われる見込みもあり、周辺農地への影響が少ないと思われることから、許可相当と考えております。</p> <p>16 日に、高橋土地専門部会長、佐藤副部会長の 2 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、13 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
13 番 高橋敬委員	<p>はい、報告します。審査基準書は 10 ページをご覧ください。補足説明資料は 50 ページになります。</p> <p>先ほど説明のとおり集落の北側の線路ということです。審査基準書の上の写真に写っているのが、今回工事をする鉄橋ということです。10 メートルくらいで、ここにボックスカルバートを設置するということです。</p> <p>この工事に際して、資材搬入など工事車両の駐車場等に使用したいということで田の一部と周囲の場所を使用するということです。</p> <p>今回は少し田に食い込んでいますが、この部分を転用するということで、植えられている水稻はもう少しで出穂という状態ですが、ここを埋め立てて鉄板を敷いて利用したいということでした。埋め立てる部分の水稻については当事者間で補償をするということです。</p> <p>また、先ほどの事務局からの説明のとおり、工事終了後には埋め立てた場所をしっかりと田に戻すということでしたので、特に問題無く許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、8 番佐藤副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p>
8 番 佐藤啓之委員	<p>はい、報告します。</p> <p>事務局の説明と高橋部会長の報告のとおりであります、田の一部が埋め立てられるということでしたが、耕作者も管理のために植え付けをしていたようで、補償についても合意しているということで許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、質問、意見のある方は挙手願います。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、議第 16 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 13 頁、補足説明書は 59 頁からご覧下さい。</p> <p>番号 1、申請理由は車庫建設のためです。</p> <p>申請地は集落の西側に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外の農地です。北側は自宅敷地、南側は河川敷に接しており、現在は耕作されておらず、第 1 種、第 3 種等のいずれにも該当しないことから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>貸人は借人の父で、借人である息子も一緒に同居しておりますが、自宅敷地の一部を併用地として車庫建設及び乗り入れアプローチとして利用するため申請したものです。</p> <p>資金も通帳残高の写しにより確認し事業実施の確実性があり、許可相当と考えます。</p> <p>16 日に、高橋土地専門部会長、佐藤副部会長、常田委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	それでは、13 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
13 番 高橋敬委員	<p>はい、報告します。</p> <p>場所は集落西側で、川沿いの堤防から繋がる土地になっています。</p> <p>審査基準書は 14 ページ、補足説明資料は 65 ページです。</p> <p>審査基準書上の写真のとおり、現地調査時は木と竹藪を処理しているようでした。地目は畑ですが、30 年以上経っているような大木があり、畑としては使っていなかったと思われます。現状は原野状態のようでした。</p> <p>今回は車庫建設のための転用ということで、荒れ地の利用になって良いのかなと思いました。特に問題無く許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	次に、8 番佐藤副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 佐藤啓之委員	<p>はい、報告します。</p> <p>高橋部会長の報告のとおりで、特に問題無く許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	次に、5 番常田委員より現地調査の報告をお願いします。
5 番 常田俊哉委員	<p>はい、報告します。</p> <p>現地調査に行きまして、調査の前日に通った時に今までよりも開けた状態だったので、ここが現地調査の場所かと思っていました。</p> <p>これまでも現地は畑として使っていなかったと思いましたので、今回の申請については許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、質問、意見のある方は挙手願います。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、議第 17 号 農用地利用集積等促進計画について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>はじめに、所有権移転について説明いたします。</p> <p>審査基準書は 17 ページをご覧ください。</p> <p>この案件は、最初に譲受人から同じ集落の土門悟委員に相談があったようで、条件については近傍地の実績を参考に土門委員に調整いただいたものです。</p> <p>譲渡人は、約 16 町歩の耕作面積がありますが、近年は縮小に向かうという話も聞こえていたところで、売買で合意したようです。</p> <p>申請地の今年の作付けは所有権移転を見越して譲受人が行っているということです。</p> <p>現地調査は佐藤啓之委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>続きまして、利用権設定ですが、1 から 96 は今年の 10 月いっぱい契約期間になっている契約の更新で、すべて再設定になります。借人は個人と法人が混ざっていますが、今月分はライスファーム北部がメインになっています。</p> <p>また、同期間の更新については 8 月総会にもかける予定で、今月分は全体の 30 程度の筆数になっています。</p> <p>97 は昨年 12 月末まで契約していましたが法定相続人などの関係で更新がされておらず、今月に更新の申請となりました。</p> <p>利用権はすべて更新案件ですので審査基準書の地図は省略しております。事務局からは以上です。</p>
議長	それでは、所有権移転の番号 1 について、8 番佐藤啓之委員より現地調査の報告をお願いします。
8 番 佐藤啓之委員	<p>はい、報告します。</p> <p>審査基準書の地図にあるように、場所は集落の北側の国道近くです。</p> <p>事務局の説明のとおり、現地調査の時には大豆が植えられており、管理がされていました。</p> <p>譲受人に電話で聞いたところ、所有地が約 6 ヘクタール、受託と今回取得地を含めて 10 ヘクタールほどになるということでした。今後も家族で経営をしていくということでした。</p> <p>次年度は輪作で水稻になるかもしれないということでしたが、管理を十分やっていけると思いましたので、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>はじめに利用権設定の番号 1 から 3、5 から 8、11 から 36、38 から 55、57 から 64、69、93、97 について審議いたします。</p>

議長	この案件は 2 番 高橋昭二委員と 14 番 高橋晃弘委員と 5 番 常田俊哉委員の家族に関する案件ですので、高橋昭二委員と高橋晃弘委員と常田俊哉委員は一時退席願います。
	(2 番 高橋昭二委員、5 番 常田俊哉委員、14 番 高橋晃弘委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 1 から 3、5 から 8、11 から 36、38 から 55、57 から 64、69、93、97 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>高橋昭二委員と常田俊哉委員と高橋晃弘委員は着席願います。</p>
	(2 番 高橋昭二委員、5 番 常田俊哉委員、14 番 高橋晃弘委員 着席)
議長	次に利用権設定の番号 26、65 から 66、68、94 から 95 について審議いたします。この案件は 8 番 佐藤啓之委員と 13 番 高橋敬委員に関する案件ですので、佐藤啓之委員と高橋敬委員は一時退席願います。
	(8 番 佐藤啓之委員、13 番 高橋敬委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 26、65 から 66、68、94 から 95 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>佐藤啓之委員と高橋敬委員は着席願います。</p>
	(8 番 佐藤啓之委員、13 番 高橋敬委員 着席)
議長	次に利用権設定の番号 37 について審議いたします。この案件は 11 番 高橋茂央委員に関係する案件ですので、高橋茂央委員は一時退席願います。
	(11 番 高橋茂央委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>利用権設定の番号 37 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>高橋茂央委員は着席願います。</p>
	(11 番 高橋茂央委員 着席)
議長	次に利用権設定の番号 71 から 72、74、98 について審議いたします。この案件は 9 番 那須久美委員の家族に関する案件ですので、那須久美委員は一

	時退席願います。
	(9 番 那須久美委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。 利用権設定の番号 71 から 72、74、98 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 那須久美委員は着席願います。</p>
	(9 番 那須久美委員 着席)
議長	次に利用権設定の番号 82 から 83、88 について審議いたします。この案件は 3 番 土門悟委員に関する案件ですので、土門悟委員は一時退席願います。
	(3 番 土門悟委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>利用権設定の番号 82 から 83、88 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。 土門悟委員は着席願います。</p>
	(3 番 土門悟委員 着席)
議長	<p>最後にただいま審議いただいた案件以外について審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。 ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで 7 月の総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>

遊佐町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、ここに署名します。

令和 8 年 7 月 24 日

議 長.....齋藤 勝広.....印

議事録署名委員

15 番.....三浦 祐輝.....印

1 番.....池田 生子.....印